

○後志広域連合事務調査研究会設置要綱

平成22年6月1日
要綱第7号

改正 平成29年4月18日要綱第1号

(設置)

第1条 この要綱は、後志圏域の町村の住民サービスの向上と個性ある地域づくりを推進するため、構成町村が抱える共通の課題等について、協力して取組みその可能性について調査研究するために後志広域連合事務調査研究会を設置する。

(所掌事務)

第2条 調査研究会は、後志広域連合規約第4条第5号に規定する、次の事項を調査研究する。

- (1) 北海道からの事務権限の移譲に関すること
- (2) その他広域にわたる重要な課題で広域連合長が必要と認める事項に関すること

(組織)

第3条 調査研究会の委員は、構成町村の課長職等にある者であって、その長の推薦する者により構成する。

2 委員は、広域連合長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、広域連合長が必要と認める場合は、その任期を延期することができるものとする。

(役員)

第5条 調査研究会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任するものとする。

(職務)

第6条 会長は、調査研究会を主宰し、会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 調査研究会は、会長が招集し、会長が議長となるものとする。

(部会)

第8条 調査研究会は、必要に応じて部会を置くことができるものとする。

- 2 部会には部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たるものとする。
- 3 部会に属すべき委員は、会長が指名するものとする。
- 4 会議は、会長の承認を得て部会長が招集し、部会長が議長となるものとする。

(資料の収集及び参考人の意見聴取)

第 9 条 調査研究会は、第 2 条に掲げる事務を遂行するため必要があると認めたときは、関係行政機関の長若しくは審議事項に関し必要な知識又は経験を有する者に対して、資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができるものとする。

(報告)

第 10 条 会長は、調査研究会の協議経過及び結果について、広域連合長に報告するものとする。

(庶務)

第 11 条 調査研究会の庶務は、広域連合総務課とするものとする。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、調査研究会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成29年要綱第 1 号)

この要綱は、公布の日から施行する。